

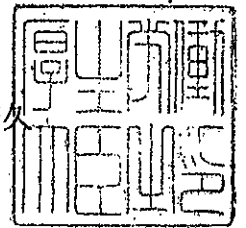
厚生労働省発職0320第2号

平成26年3月20日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱
(職業能力開発局関係)

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一〇三 (略)

四 キャリアアップ助成金のうち人材育成コースについて、派遣先事業主と派遣元事業主が共同して訓練実施計画を作成し、当該派遣先事業主が紹介予定派遣で受け入れる派遣労働者に対して、訓練終了後に自社の正規雇用労働者として雇用することを目的に、当該派遣先事業所内での実習と座学等を組み合わせた訓練を実施する場合に、当該派遣先事業主と当該派遣元事業主に当該訓練に要した費用の一部を助成する措置を追加するものとする。

五 (略)

六 認定訓練助成事業費補助金制度の改正

東日本大震災の被災地への暫定措置について、平成二十六年度末まで延長するものとする。

七 キャリア形成促進助成金制度の改正

東日本大震災の復旧・復興状況を勘案し、特定被災区域外におけるキャリア形成促進助成金の特例措置を廃止し、特定被災区域内の事業主のみを対象とする特例措置を平成二十七年三月三十一日まで延長するものとする。

第二 (略)

第三 その他

- 一 この省令は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。

